

北上市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者指定等規則の一部を改正する規則

北上市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者指定等規則（平成24年北上市規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定の申請等)</p> <p>第2条 <u>障害者総合支援法第51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定による申請は、指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定（更新）申請書（様式第1号）により行うものとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の申請があったときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準並びに児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に従って事業を適正かつ継続的に運営することができると認められる場合、事業者として指定し、指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。指定をしないときは、申</u></p>	<p>(指定の通知等)</p> <p>第2条 <u>市長は、障害者総合支援法第51条の20及び児童福祉法第24条の28の規定による申請があったときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準並びに児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準に従って事業を適正かつ継続的に運営することができると認められる場合、事業者として指定し、指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定通知書（様式第1号）により申請者に通知するものとする。指定をしないときは、申請者にその旨通知するものとする。</u></p>

請者にその旨通知するものとする。

3 [略]

(変更の届出等)

第3条 障害者総合支援法第51条の25第3項及び第4項並びに児童福祉法第24条の32の規定による届出は、障害者総合支援法施行規則第34条の60第1項及び児童福祉法施行規則第25条の26の7に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書(様式第3号)により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書(様式第4号)により、それぞれ行うものとする。

(指定の更新)

第5条 障害者総合支援法第51条の21及び児童福祉法第24条の29の規定による申請は、第2条の規定を準用する。

2 [略]

(廃止等の届出)

第3条 障害者総合支援法第51条の25第3項及び第4項並びに児童福祉法第24条の32の規定による届出は、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては廃止・休止・再開届出書(様式第2号)により行うものとする。

(指定の更新)

第5条 障害者総合支援法第51条の21及び児童福祉法第24条の29の規定による申請があつたときは、第2条の規定を準用する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号を削り、様式第2号を様式第1号とする。

様式第3号を削り、様式第4号を様式第2号とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。